

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「1. 自律性の確保」	
<p>会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。</p>	
◎遵守原則 1 - 1	
<p>会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。</p>	<p>【遵守】</p> <p>■法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」のもとに、「教育研究組織の編成方針」及び「教育目標」、「研究活動に関する方針」を定め、大学ウェブサイトで広く公開している。 [教育研究組織の編成方針・教育目標・研究活動に関する方針（教育目標・各種方針等）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/ [法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/kensyo/</p>
○重点事項 1 - 1	
<p>会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。</p>	<p>■2016年度に長期ビジョンHOSEI2030を策定し、実行計画としてHOSEI2030アクション・プランを策定して実施している。</p> <p>■長期ビジョンのもとに中期経営計画を策定し、同計画の下に毎年度の事業計画を策定している。</p> <p>■長期ビジョン・中期経営計画・事業計画ともに、大学HPで広く公開している。 [長期ビジョン（HOSEI2030）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/vision2030/ [中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/ [事業計画（予算・決算・事業報告）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/</p>
●実施項目 1 - 1	
<p>A 1 中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。</p>	<p>■長期ビジョン・中期経営計画ともに、理事会の責任の下に、学内各所から意見聴取を実施し、さらに評議員会の意見を聴いたうえで策定している。</p> <p>■中期経営計画は、総長、業務執行理事、統括本部長からなる中期経営計画委員会が責任を持って立案し、意見聴取などに当たっている。</p> <p>■中期経営計画の期間は、理事が責任をもって実現に取り組むために理事の任期にあわせて4年とし、中期経営計画委員会が毎年進捗管理を行い、3年目に総括評価、4年目に最終評価を実施している。</p>
<p>A 2 中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。</p>	<p>■中期経営計画の策定にあたり、中期経営計画委員会の立案段階において、認証評価の結果を確認し、適切に計画案に反映させている。</p> <p>■次期中期経営計画の策定にあたり、総括評価及び最終評価の結果を中期経営計画委員会で確認し、それを適切に次期中期経営計画に反映させている。</p>
<p>A 3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。</p>	<p>■中期経営計画は、「重点的に取り組む課題」に加え、「教学改革への取り組み」「研究高度化への取り組み」「社会連携への取り組み」「学生支援に関する取り組み」「組織・運営体制の強化」に分け、教学、人事、施設及び財務等に関する事項を含めて記載している。</p> <p>■中期経営計画と別に、教育・研究・社会貢献の基盤としてのキャンパスづくりの基盤構想と、具体的な施設整備・更新計画を「キャンパスグランドデザイン」としてまとめている。 [第二期中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/02/ [キャンパスグランドデザイン] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/granddesign/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p>
<p>A 4 中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。</p>	<p>■「理事会運営の基本方針」を定め、理事会の構成、理事の選任、理事の役割、役職員の研修実施等について明確に示している。</p> <p>■大学経営の担い手となる事務職員については、「事務組織の編成方針と求められる職員像」を示している。 [第二期中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/hoshin_01/ [理事会運営の基本方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/rijikai_unei/ [事務組織の編成方針と求められる職員像] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/shokuinzo/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「1. 自律性の確保」	
<p>A 5 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。</p>	<p>■長期ビジョンに中長期財政指標を定め、各年度の予算編成前に中長期財政試算を実施し、中長期的な収支の状況を把握し、これを踏まえた予算編成を行っている。</p> <p>■予算編成では、長期ビジョンや中期経営計画を実現するための事業を重点施策事業と位置付け、優先的な資源配分を図っている。</p> <p>■キャンパスグランドデザインには、施設の維持管理に中長期的に必要なコストを試算し、財政面からも実現可能な将来のキャンパス像を定めている。</p> <p>[長期ビジョン (HOSEI2030)] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/vision2030/ [キャンパスグランドデザイン] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/granddesign/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p>
<p>A 6 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。</p>	<p>■第二期中期経営計画では、具体的な取組施策の記述とともに、KPIやKGIの設定など、出来る限り定量的な指標を記載している。</p> <p>■第二期中期経営計画は、年に1度、取組施策ごとに達成状況を点検・評価し、進捗管理を行っている。</p> <p>■点検・評価結果は、毎年、学内各所に報告し周知している。事務局では、中期経営計画の点検・評価結果を踏まえて当該年度の部課目標を設定している。</p> <p>[第二期中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/02/ [2024年度点検結果報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/3017/4849/8628/HP202505_2024_.pdf</p>
<p>A 7 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、事業に関する中期的な計画の作成又は変更については、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと定めている。</p> <p>■評議員会は、例年、定時評議員会含め4回程度開催していることに加えて、理事会の決議に基づき総長が評議員会を招集することができることとしている。</p>
<p>A 8 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。</p>	<p>■長期ビジョンの進捗管理は中期経営計画の進捗管理として実施される。中期経営計画は、毎年度、中期経営計画委員会が点検評価を行い、点検結果を学内に周知したうえで、毎年大学ウェブサイト公表している。</p> <p>■中期経営計画の最終年度に実施される最終評価は、学内に周知したうえで、大学ウェブサイト公表している。</p> <p>[2024年度点検結果報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/3017/4849/8628/HP202505_2024_.pdf [第一期中期経営計画の最終評価報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/2516/7771/8121/2e34f1a255530b7dc3139752a1d54590.pdf</p>
<p>B 1 中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。</p>	<p>■中期経営計画は、中期経営計画委員会において、その内容の適法性及び倫理性観点も含めて確認しており、また顕在的あるいは潜在的なリスクの評価を行っている。</p> <p>■中期経営計画案は、学部長会議、研究科長会議、学校長会議及び部長会議等の学内各所に説明し、意見聴取を実施している。</p> <p>■中期経営計画案は、評議員会においても丁寧に説明し意見を聴取している。これらのプロセスにおいてなされた評価や出された意見を踏まえて、理事会が中期経営計画を最終決定している。</p>
◎遵守原則 1 - 2	
<p>会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。</p>	<p>【遵守】</p> <p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、法政大学総長及び理事の職務を定め、「職務権限規程」に、総長以下の職位者の業務執行範囲を定めている。また、寄附行為において、理事会に対する監視・監督機能を持つ監事や評議員会の役割を規定している。</p> <p>■「内部統制システム整備の方針・理事会運営の方針」を策定し、総長・理事の職務と責任を明確にし、法人の自律的かつ持続的な運営の仕組みを確保している。</p> <p>■2025年度より、評議員会の議論を実質化するため、評議員定数を80名から54名としている。また、教職員、卒業生、学外有識者等の異なる立場の評議員を配置することに加え、卒業生等の評議員も多様な構成とし、大学運営に関する多角的な意見を聴取し、反映する体制としている。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「1. 自律性の確保」	
○重点事項1-2-1	
<p>会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、法政大学総長及び理事の職務を定め、「職務権限規程」に、総長以下の職位者の業務執行範囲を定めている。また、寄附行為に、理事会に対する監視・監督機能を持つ監事や評議員会の役割を規定している。</p> <p>■理事会での理事の業務執行状況報告を通じて、理事間での相互点検の機会を設け、機関内においても監視・監督の実効性確保を図っている。</p>
●実施項目1-2-1	
<p>A 1 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（以下、「理事長等」という）の業務執行範囲を明確化する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、法政大学総長及び代表業務執行理事、業務執行理事の職務について定め、また、「職務権限規程」に、総長以下の職位者の業務執行範囲を規定している。</p> <p>[学校法人法政大学寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/</p>
<p>A 2 政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、理事会が決定した経営方針等の方策に基づき、業務執行に係る計画を立案・執行するのは業務執行理事であることを定めており、寄附行為には総長を含む理事の選任、解職に至る過程を規定している。</p> <p>■担当理事を補佐し、担当理事の命を受けて所管する本部の事務を統括する統括本部長を置いている。統括本部長は所管する本部の方針等を策定し、理事会、総長、担当理事に対し、本部の業務の課題解決に向けて戦略的な提言や施策の立案を行う役割を担っている。「学校法人法政大学寄附行為施行細則」に、統括本部長の任免は理事会において決議すべき事項であることを定めている。</p>
<p>A 3 理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為施行細則」に、理事会及び評議員会において決議すべき事項を定めている。</p>
<p>A 4 理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」及び「学校法人法政大学寄附行為施行細則」に、業務決定権を理事会から総長に委任、及び総長から理事に復委任できる旨を定めている。また、「職務権限規程」において、総長以下の職位者の業務執行範囲を定めている。</p>
<p>A 5 理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、理事の解任・退任の手続きを定めている。また、「学校法人法政大学寄附行為施行細則」に、「理事の業務分担の変更」は理事会で決議すべき事項であることを定めている。</p>
<p>A 6 規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。</p>	<p>■「職務権限規程」に、総長以下の職位者の職務権限を定めている。</p> <p>■「学校法人法政大学寄附行為」に総長を含めた理事の職務及び責務を、「学校法人法政大学事務規程」に統括本部長以下の役割を定めている。</p>
<p>A 7 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。</p>	<p>■「法政大学経営倫理綱領」に大学構成員が遵守すべき綱領を定め、これを役員及び教職員に周知徹底している。</p> <p>■規程管理システムにて、事業活動に関連する学内規程や重要法令について周知徹底している。加えて、大学設置基準や私立学校法等の改正について、必要に応じて各種会議体で改正内容の周知を行っている。</p> <p>■改正私立学校法（2025年4月1日施行）に係る本学の対応は、2024年度に全職員を対象とした説明会を開催し、改正の趣旨を踏まえた諸規程の改正等、本学の対応の変更について理解と深化を図った。</p>
<p>B 1 教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。</p>	<p>■「法政大学学則」及び「法政大学大学院学則」、各学部・研究科教授会規程に教学組織の役割や権限を定めている。</p> <p>[法政大学学則・法政大学大学院学則] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/acquire/gakusoku/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■「学部長会議規程」に、学部長会議は教学に関する重要事項、各学部に通ずる事項、入学試験に関する事項等を審議する機関であることを定めている。また、総長が理事会と学部長会議の両方の議長を務め、理事・副学長が学部長会議の構成員となることにより、教学・法人の協働、共有を図っている。</p> <p>■「学校法人法政大学寄附行為」や「学部長会議規程」等に、法人組織と教学組織の役割と権限を定めており、全教職員がアクセス可能な規程閲覧サイトに掲載し、周知している。</p> <p>[学校法人法政大学寄附行為] chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcgiclfefindmkaj/https://www.hosei.ac.jp/application/files/4617/4001/6075/022025131.pdf</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「1. 自律性の確保」	
○重点事項 1-2-2	
<p>会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。</p>	<p>■評議員会は、理事会の牽制機関として議論の実質化を図るため、定数を従来の80名から54名に変更した。</p> <p>■「理事会・評議員会協議会」を常置し、理事会と評議員会の建設的な協働を図るための意見交換を行う場として活用している。</p> <p>■評議員会議長、副議長、幹事4名から構成される「評議員会幹事会」を評議員会開催前に開催し、取り扱い議題の確認の他、理事等との意見交換を実施する等、評議員会での議論の実質化を図っている。</p> <p>■常勤監事を置き、理事会、業務執行理事会等の重要会議にも出席して意見を述べる等、日常的に監事によるモニタリングを行っている。</p>
●実施項目 1-2-2	
<p>A 1 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。</p>	<p>■2021年度から常勤監事を設置し、日常の業務や理事の業務執行状況を監査しうる体制を整備した。また、監事の継続性の確保のため、任期満了時期を分散し、2年毎に半数の2名が入れ替わるようにしている。</p> <p>■評議員会の議論の実質化を図るため、評議員の定数を2025年度から80名から54名に変更した。また、評議員会の構成は①教職員評議員、②卒業生等評議員、③有識者・功労者評議員 等多様性を確保している。</p> <p>■ガバナンス委員会を設置し、本学のガバナンス体制のあり方を点検し、点検結果を理事会に提言・報告し、本法人のガバナンス体制の強化及び理事会の実効性向上を図っている。</p> <p>[内部統制システム整備の方針・理事会運営の方針の共通要素] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/kyotsu_yoso/</p>
<p>B 1 理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。</p>	<p>■理事会と評議員会の協議の場として、「理事会・評議員会協議会」を常置し、理事会及び評議員会の意見交換等を行うための場として活用している。同協議会には監事も出席している。</p>
<p>B 2 理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、理事会及び評議員会の決議の際に特別の利害関係を有する理事は議決に関与しないことを定めている。</p> <p>■理事及び監事は、役員会クラウドシステムで理事会及び業務執行理事会の資料をいつでも閲覧することができ、必要な情報を得ることができるようにしている。</p> <p>■監査室は総長直属の組織として、定期的に総長と意見交換を実施し、また、執行を担う部局から独立して監査を実施している。</p> <p>■監事監査及び内部監査の結果は、業務執行理事会及び理事会において報告している。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」	
<p>会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。</p>	
◎遵守原則 2-1	
<p>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	<p>【遵守】 ■本学は「自由と進歩」を学風とし、この原点に立脚し、教育と研究の理想を創造的に追求し、社会的責任を果たしていくために、2016年に法政大学憲章を制定した。 ■法政大学憲章のもとに「教育のビジョン」、「研究のビジョン」、「社会貢献のビジョン」を掲げている。 [大学憲章、理念・目的、ビジョン、長期ビジョン（HOSEI2030）、中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/</p>
○重点事項 2-1	
<p>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	<p>■大学全体で組織的に教育の質の保証と向上に取り組むために、内部質保証の推進に責任を負う組織として全学質保証会議を設置している。また、学部・研究科・研究所等の教育研究組織は毎年自己点検・評価を実施し、その結果を教育研究水準の向上に結び付けている。 ■大学全体及び学部・研究科・研究所等は、毎年度の自己点検・評価活動を通じて、中期目標・年度目標等を適切に設定し、3つのポリシーやカリキュラム等の見直しを行い、時代や社会の変化に即した教育・研究活動を推進している。 [自己点検・評価] https://www.hosei.ac.jp/hyoka/committee/</p>
●実施項目 2-1	
<p>A 1 会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。</p>	<p>■大学の理念・目的、ビジョンを具体化するものとして長期ビジョンHOSEI2030を定め、長期ビジョンのもとに中期経営計画を策定し、さらに毎年度の事業計画を作成している。 ■事業計画に基づいて、毎年度必要な予算を編成している。 [予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/ ■学部・学科、研究科等の各教学組織の事業計画は、自己点検活動の一環として教学組織ごとに作成している。各教学組織の事業計画の元となる教育目標、3つのポリシーとアセスメント・ポリシーは、各教学組織で年度ごとに検討・見直しがなされている。 [教育目標・各種方針等] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/</p>
<p>A 2 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。</p>	<p>■法政大学憲章、理念・目的、ビジョン、教育研究組織の編成方針、求められる教員像などを定め、大学ウェブサイト公開している。 ■法政大学憲章を体現する取り組みを顕彰する場として、毎年度「自由を生き抜く実践知大賞」を開催し、法政大学憲章、理念・目的、ビジョンを共有する取り組みを行い、かつ、それを大学ウェブサイトを利用して社会にも共有している。 [大学憲章、理念・目的、ビジョン、長期ビジョン（HOSEI2030）、中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/</p>
<p>A 3 会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。</p>	<p>■中期経営計画は、教学事項と深く関わりがあることから、教学組織に対して意見聴取を行い、熟議を重ねたうえで策定している。 ■毎年度の予算編成では、中長期財政試算に基づく建設修繕事業やICT整備事業等を特別予算とし、中期経営計画と一体化した事業を重点施策事業として予算編成するなど、計画的な予算編成を行っている。</p>
<p>A 4 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。</p>	<p>■各教学組織の教授会等で、教育目標、3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーとカリキュラムとの整合性のチェックを毎年行っている。 ■その結果は各教授会と自己点検委員会等で例年4月～5月に点検・確認され、そのうえで大学評価委員会による評価を受け、年度末までに、自己点検・評価報告書（教学部門）を取り纏めている。 ■シラバスの3つのポリシー等との整合性の確認は、毎年度、各教学組織において「シラバス第三者確認」の作業を通じてなされている。 [教育目標・各種方針等] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」	
<p>A 5 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。</p>	<p>■各教学組織で、「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェックを毎年行っている。</p> <p>■その結果は各教授会と自己点検委員会等で例年4月～5月に点検・確認され、そのうえで大学評価委員会による評価を受け、年度末までに、自己点検・評価報告書（教学部門）に取り纏めている。</p> <p>[大学の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/ukeire_hoshin/</p>
<p>B 1 内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。</p>	<p>■全学的な内部質保証は、全学質保証会議の下に体制を構築している。</p> <p>■各部署で実施した自己点検評価は、大学評価委員会が教員によるピアレビューや学外有識者による第三者評価を実施しており、その結果は全学質保証会議に報告され、かつ各部署にフィードバックされている。</p> <p>■従来から学生による授業参観やインタビュー等学生による意見聴取が行われており、2024年度から学生座談会という形で内部質保証における学生参画の取り組みが行われている。</p>
<p>B 2 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。</p>	<p>■教学部門の自己点検・評価を毎年実施し、大学基準協会の評価基準に準拠した評価項目について実施するほか、中期目標・年度目標の達成状況、認証評価指摘事項の改善状況について確認している。</p> <p>■学生アンケートの結果は、各会議体で報告し、各学部・研究科には学部・研究科別レポートを提供している。学修成果については、アセスメント・ポリシーに設定した方法により学生が修得した能力を測定・把握し、自己点検評価活動でもDPの達成状況を確認している。</p> <p>■これらの取り組みの成果は、各学部・研究科の教育活動に活用できるよう本学ウェブサイトに公開するほか、特色のある取り組み等は自己点検懇談会で共有し意見交換を行うことにより、各部署の教育活動の改善に活用している。</p> <p>[自己点検評価結果] https://www.hosei.ac.jp/hyoka/committee/self_evaluation/</p>
<p>B 3 リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。</p>	<p>■大学院・専門職大学院・学部・通信教育部でリカレント教育を積極的に展開している。社会人が学びやすいように、夜間・土曜日を主体とした授業開設、社会人入試制度の導入、オンライン教育の活用、履修証明プログラム等を実施している。</p> <p>■リカレント教育オフィスを設け、本学が提供する多様なリカレント教育について情報発信をしている。また、同オフィスを運営するリカレント教育推進委員会において、リカレント教育にかかわるニーズ調査や公開講座の企画、新規プログラムの検討等を行っている。</p> <p>[リカレント教育・生涯学習] https://www.hosei.ac.jp/recurrent/</p>
<p>B 4 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。</p>	<p>■2014年度に「法政大学グローバルポリシー」を制定し、同ポリシーを実現するためにグローバル化戦略を定め、2025年度には、同戦略の成果をさらに発展させるため「グローバル大学実現の基本方針」を制定した。</p> <p>■これらのポリシー、基本方針は留学生の受け入れ、派遣の方針、日本語教育のあり方等を含み、学内で共有している。点検と改善はグローバルティ・ダイバーシティ本部会議及びグローバル大学実現委員会で協議し、全学でグローバル化に取り組んでいる。</p> <p>■日本語教育センターでは日本語教育の充実を図るとともに、日本語と日本語以外を母語とする学生の共修授業の創出・運営を行っている。</p> <p>[法政大学グローバルポリシー] https://www.hosei.ac.jp/kokusaikoryu/torikumi/g_policy/ [グローバル大学実現の基本方針] https://www.hosei.ac.jp/kokusaikoryu/torikumi/hoshin/ [日本語教育センター] https://www.hosei.ac.jp/kyoiku/taisei/jle/</p>
◎遵守原則 2 - 2	
<p>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。</p>	<p>【遵守】</p> <p>■大学の社会的役割、社会貢献の目標を法政大学憲章、大学の理念・目的、教育目標・各種方針、ミッション・ビジョン、長期ビジョンHOSEI2030に明記している。</p> <p>■社会貢献活動として、研究活動を通じた産学連携を促進し、社会への還元を図るための組織として「リエゾン・オフィス」を設置。2019年度に「社会連携教育センター」を設置し、さらに、2023年度には「ソーシャルイノベーションセンター」を設置した。第二期中期経営計画では、SDGsの達成やカーボンニュートラル実現に向けた取組を重点的に取り組むこととしている。</p> <p>[研究及び社会貢献に関する方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/hoshin_09/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」	
○重点事項2-2	
<p>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。</p>	<p>■社会・地域の課題を解決するための人材の育成、研究推進を図るため、社会連携教育センター、ボランティアセンター、ソーシャルイノベーションセンター、リエゾンオフィス等の組織を設け、具体的な連携活動を推進している。</p>
●実施項目2-2	
<p>A 1 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。</p>	<p>■法政大学憲章に、社会・地域貢献に係る姿勢、社会との約束を示し、それを具体化するため、「理念・目的・各種方針」に「社会貢献に関する方針」を掲げ、大学ウェブサイトに公開している。 [研究及び社会貢献に関する方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/hoshin_09/</p>
<p>A 2 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組を整備する。</p>	<p>■教育開発支援機構のもとに「社会連携教育センター」を設置し、自治体や企業と連携してSDGsや地域課題の解決をテーマとした科目やプログラムを開講し、社会・地域で活躍できる人材の育成を図っている。 [社会連携教育センター] https://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/</p> <p>■HOSEI2030 SDGs+（プラス）推進特設部会では、本学と産官学の多様なパートナーシップにより「次世代のSDGs人材の育成」を目指すプラットフォームとして「法政大学SDGsパートナーズ（HSP）」を組織化し、自治体や企業、他の教育機関等と定期的に交流会を開催するとともに様々な連携事業を行っている。 [法政大学SDGsパートナーズ] https://www.hosei.ac.jp/sdgs/sdgs/</p> <p>■「カーボンニュートラル推進センター」を設置し、そのもとに普及・連携戦略分科会を設け、カーボンニュートラルの知見を学生や社会に広めるため、企業・地方自治体・地域社会と連携した取り組みを進めている。 [カーボンニュートラル推進への取り組み] https://www.hosei.ac.jp/carbon_neutral/</p> <p>■千代田区キャンパスコンソ（大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部、共立女子大学・共立女子短期大学、東京家政学院大学、二松学舎大学、専修大学、法政大学）を設置し、近接大学と協力して地域連携活動を進めている。 [千代田区キャンパスコンソ] https://chiyoda-consortium.jp/</p> <p>■沖縄大学、名桜大学、北海学園大学、関西大学との間で学生交流協定を締結し、国内留学制度のほか各大学の地域連携プログラムを相互に活用する取り組みを進めている。 [2024年度 国内大学への交流学生募集について（北海学園・関西・沖縄・名桜大学）] https://www.hosei.ac.jp/info/article-20231025103101/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■共同研究等の産学連携活動を推進し、技術移転を実施する総合窓口として小金井キャンパスに「リエゾンオフィス」を設置し、産学連携と研究の社会への還元を行っている。 [リエゾンオフィス] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/sankangaku/liaison/</p>
<p>A 3 研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組を整備する。</p>	<p>■研究の高度化を目指した各種支援制度を整備している。 https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/inside/</p> <p>■研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保のための体制を整備し、研究者や学生に対してその取り組みを周知している。 https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/integrity/</p> <p>■「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正に運営・管理するための環境整備を行い、研究倫理規準の徹底及びコンプライアンス推進のための周知を行っている。 https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/huseibousi/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」	
<p>B 1 地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。</p>	<p>■学部・研究所・事務部局等の多様な主体が多くの自治体や企業と協定をはじめとした連携・協働関係を築いている。また、様々な施策の実施にあたっては、連携先との対話を通じて教育や研究目的を明確化し、共通意識の醸成を図っている。</p> <p>■千代田区キャンパスコンソーシアムでは運営委員会に千代田区や商工連が参加するほか、千代田区長と学長等の懇談会を開催して意見交換を行い、コンソの事業はもちろん区の施策の参考となっている。</p> <p>[千代田区キャンパスコンソ] https://chiyoda-consortium.jp/</p> <p>■学務部学務課では、3つのポリシーの適切性を確保するために、定期的に自治体や企業などと意見交換会を実施している。2023年度は株式会社オカムラの執行役員・社員と意見交換会を実施した。</p> <p>■本学におけるカーボンニュートラルの推進の取組として、北海道大学、関西大学、札幌市、下川町と官学連携事業として「カーボンニュートラル夏季短期学習プログラム」を実施し、日産自動車株式会社や東京ガス株式会社と連携したカーボンニュートラル特別講座を実施した。</p> <p>[カーボンニュートラル推進への取り組み] https://www.hosei.ac.jp/carbon_neutral/</p> <p>■法政大学理系コンソーシアムを設立し、企業及び自治体との連携を深める体制を構築した。</p>
<p>B 2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。</p>	<p>■公開講座の実施状況をHPで発信している。</p> <p>[公開講座の実施状況] https://www.hosei.ac.jp/application/files/4516/2440/9153/2-f-5-2_1.pdf</p> <p>■社会連携教育センターが「社会連携フィールドワーク」、「社会連携PBL」、「社会連携講座」といった科目を開設し、地域課題の解決に向けたプログラムを実施している。</p> <p>[社会連携教育センター] https://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/</p> <p>■法学部において、千代田区の地域社会の政策課題についてフィールドワークを通じて学ぶ「現代政策学特講Ⅰ（千代田区）」を開講した。本科目は公開科目として、千代田区キャンパスコンソ加盟大学、沖縄大学、名桜大学にも公開された。</p> <p>[2024年度オータムセッション科目「現代政策学特講Ⅰ（千代田区）」参加希望生募集について] https://www.hosei.ac.jp/hogaku/info/article-20220606183846/</p> <p>■千代田区キャンパスコンソーシアムではコンソ加盟の各大学・短期大学の公開講座を共同公開リレー講座としてHPで発信している。</p> <p>https://chiyoda-consortium.jp/extension_lectures</p>
<p>B 3 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。</p>	<p>■地域連携 市区町村との連携42件、産官連携17件、大学間連携29件、近隣町内会との交流・例祭 13件、近隣住民へのサービス（文化）14件、（スポーツ）4件、（施設開放）2件、近隣対応 3件、ボランティア活動 28件、講演・公開講座・公開授業・ワークショップ 17件 防災関係 11件、授業の一環 9件 https://www.hosei.ac.jp/hosei/renkei/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■大学全体の社会連携活動の情報を総務部（庶務課）において毎年集約し、次の施策につなげている。</p> <p>[公開講座の実施状況] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6516/5516/9184/2-f-6_1.pdf</p> <p>■社会連携教育センターが「社会連携フィールドワーク」、「社会連携PBL」、「社会連携講座」といった科目を全学共通教育プラットフォーム科目として開設し、全学部の学生が履修可能としている。</p> <p>■社会連携教育センターでは、本学で実施している社会連携教育活動の情報を集約し、同センターのホームページで公表している。</p> <p>[社会連携教育センター] http://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/index.html</p> <p>また、社会連携教育センターは社会連携事業に関する外部からの問合せ窓口としても位置付けられており、必要な情報を関係部局に展開することで、あらたなプログラム開発に結び付けるしくみを整えている。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」	
<p>B 4 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。</p>	<p>■ボランティアセンターを市ヶ谷・小金井キャンパスに設置し、学生の活動を通じた地域貢献、社会貢献を推進している。同センターは「法政大学ボランティアセンター規程」に基づいて、運営委員会の下で取り組みを進めている。[ボランティアセンター] https://www.hosei.ac.jp/volunteer/</p> <p>■多摩キャンパスでは、2023年に多摩ボランティアセンターと多摩地域交流センターを統合し、多摩キャンパス近隣地域の社会課題の解決を目指す「法政大学ソーシャル・イノベーションセンター」（以下、SIC）を開設している。関連規程及び体制を整備したうえで、ボランティア活動を含めた多摩地域社会との積極的な交流を強化、促進している。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
<p>会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。</p>	
◎遵守原則3-1	
<p>会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。</p>	<p>【遵守】</p> <p>■「法政大学経営倫理綱領」を定め、大学構成員、とりわけ役員や評議員の自主的責任倫理の自覚と、教育研究機関の名にふさわしい公正かつ責任ある大学運営を保証するための制度と規範を明確にしている。</p> <p>[法政大学経営倫理綱領] https://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/governance/1-13-1.pdf</p> <p>■「法政大学監事監査規程」を定め、常勤監事を置き、評議員会、理事会のみならず学内重要会議に出席して監査活動の充実を図っている。</p> <p>■監査室は、業務執行部局から独立した立場で、部局の業務執行を法令遵守及び業務の適正性・透明性を確保する観点から、年度計画に基づいて内部監査を実施している。</p> <p>■監事の合意のもとで評議員会で会計監査人を選任し、会計監査人は会計監査機能の実質化のために、総長や財務本部担当理事と意見交換を行い、かつ、監事及び監査室と連携、情報共有をし、三様監査の充実を図っている。</p>
○重点事項3-1-1	
<p>会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。</p>	<p>■2025年4月1日施行の私立学校法改正に伴い、「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、監事機能の強化、牽制機能の強化を図っている。</p> <p>■「法政大学監事監査規程」を定め、監事が、理事から独立した学校法人の役員として職務を遂行できるよう、精神的・外観的独立性を維持している。</p> <p>■監事が理事会等の重要な会議に出席して意見を表明する環境を整備し、かつ、重要書類や情報へのアクセスを確保し、監事監査が実質的に機能するよう環境を整備している。</p> <p>■監事の職務を補佐する体制として監事補佐を配置し、監査体制の充実を図っている。</p> <p>[学校法人法政大学寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/4617/4001/6075/022025131.pdf</p>
●実施項目3-1-1	
<p>A 1 『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。</p>	<p>■2025年4月1日施行の私立学校法改正及び「監事監査ガイドライン」（私大連盟監事会議）に対応して、「法政大学監事監査規程」を改正した。</p>
<p>A 2 監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。</p>	<p>■監事監査は、毎年度期初に計画書を作成し、4月の定例理事会で理事長に通知したうえで監査に臨んでいる。</p> <p>■監事は監査実施後には、監査実施報告書を作成し、理事会に報告している。</p> <p>■監事は当年度の監査活動を通じた所見を監事意見書として纏めて理事会に報告し、理事会からは意見書に対するフィードバックを受けることにより監査の実効性を高めている。</p> <p>■監事監査報告書は、前年度の決算監査を実施後、理事会及び定時評議員会に報告している。</p>
<p>A 3 監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。</p>	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に監事は4名とし、任期は選任後4年と定めており、監事の選任にあたっては監事の継続性の確保を図る観点から、2年毎に半数の2名が入れ替わるようにしている。</p> <p>■寄附行為に、監事の独立性を確保する観点から、監事の選任は理事会が設置する選考委員会で候補者を選出し、評議員会の決議によって選任することを定めている。</p>
<p>A 4 理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。</p>	<p>■「法政大学監事監査規程」に、監事は理事会及び評議員会に出席し、必要がある時は意見を述べなければならないと定めている。また、理事会運営では監事が意見を陳述する機会を設けている。</p> <p>■常勤監事は、業務執行理事会、理事会に出席する他、業務執行の適正性、経営戦略及び中期計画の妥当性、教育の質保証体制ならびに内部統制システムの運用状況等を把握するために各種学内重要会議に出席している。</p>
<p>A 5 監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。</p>	<p>■監事、監事補佐及び監査室職員による監事連絡会を実施し、効率的な監査を実施するための情報共有を図っている。また、監査室職員は監事に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行っている。</p> <p>■監事は、上記の資料に加えて、総長との意見交換、業務執行理事、学部長、部局長のヒアリングを実施し、十分な情報を得ている。</p>
<p>A 6 監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。</p>	<p>■監事連絡会を月1回の頻度で実施し、常勤監事と非常勤監事、監査室との情報共有、連携を図っている。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
B 1 常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により常勤監事がある状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	■2021年度より監事4名のうち1人を常勤監事とし、日常的かつ継続的に法人運営及び理事の業務執行状況を継続的に把握している。
B 2 監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	■監事は、監査室と連携して必要な情報を得るとともに、必要な場合には、会計監査人及び監査室と連携できる仕組みを構築している。 ■監事は、大学経営・法人運営に精通する常勤監事に加え、他の事業体での経営実務、法律実務、会計監査の各分野における豊富な専門的知見と実務経験を有する者で構成しており、多角的な視点からの監事監査を実施している。
B 3 監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。	■「学校法人法政大学寄附行為」において、監事の独立性を確保する旨を定めている。 ■「監事選出規則」を定め、専門性を踏まえた監事選任基準に基づき監事選考委員会において監事を選任している。
○重点事項3-1-2	
会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。	■会計監査人の選任は、寄附行為の定めにより評議員会によって行われる。候補となる監査法人の選定に当たっては、実績、専門性、独立性、品質管理体制等の複数の観点から比較検討を実施している。 ■会計監査人の任期ごとに監査品質を評価し、必要に応じて見直しを行うことによって、会計監査機能の実質化を図っている。 [法政大学寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/4617/4001/6075/022025131.pdf
●実施項目3-1-2	
A 1 会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	■「学校法人法政大学寄附行為」に、会計監査人の選任に関する議案の内容は監事が決定し、評議員会の決議によって選任する旨を定めている。
A 2 会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	■会計監査人が独立した立場から適切に監査を実施できるよう、理事長・理事及び監事と意見交換を行う場を定期的に設けている。 ■総長、財務を担当する理事、財務部、総長室が出席する「理事者ディスカッション」を実施し、会計監査人が法人の財務状況、内部統制、事業リスク、ガバナンス体制等に関して直接意見を述べ、必要な助言を行う機会を確保している。 ■会計監査人と監事は、監査計画や指摘事項について随時意見交換を行い、監査機関同士の連携と監査の実効性向上を図っている。
A 3 会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。	■三様監査（監事、会計監査人、監査室）間で協議の場を設けている。
A 4 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	■総長及び財務を担当する理事、財務部、総長室、会計監査人による「理事者ディスカッション」を実施している。 ■実施にあたっては、事前に会計監査人より質問事項の提出を受け、その回答内容を踏まえて意見交換を行っている。 ■意見交換のテーマとしては、①予算及び中長期戦略、②事業リスクの把握・評価と経営判断に必要な情報の共有、③子法人の状況、④ガバナンス体制等を主なテーマとしている。
◎遵守原則3-2	
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	【遵守】 ■「法政大学経営倫理綱領」に、役員や管理的地位にある者、職員が遵守すべき大綱を定め、周知している。 ■役員を選任は、「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」、「学校法人法政大学理事選出規則」、「監事選出規則」、「学内評議員選出規則」、「卒業生評議員推薦規則」にそれぞれの選任手続きを定めている。また、解任手続きは「学校法人法政大学寄附行為」に定めている。 ■2025年4月1日に「内部統制システム整備の方針」を策定し、これを公表している。 ■ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報の保護、研究倫理、内部通報者の保護等の規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させないための周知、発生した場合のリスク低減の対応等を行っている。 [内部統制システム整備の方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/ ■「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正に運営・管理するための環境整備を行っている。 [不正防止に係る取り組み・規程] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/huseibousi/

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
○重点事項3-2-1	
<p>会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。</p>	<p>■総長、理事の選任は、「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」、「学校法人法政大学理事選出規則」に、それぞれ選任手続きが定めている。また、解任手続きは「学校法人法政大学寄附行為」に定めている。</p> <p>■外部の有識者・専門家を含む「ガバナンス委員会」において、理事会の実効性評価及び理事会運営の基本方針の運用状況に関する点検・改善を行い、理事会に提言又は報告する体制を構築している。</p>
●実施項目3-2-1	
A 1 理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	<p>■総長、理事の選任は、「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」、「学校法人法政大学理事選出規則」に、それぞれ選任手続きを定めている。また、解任手続きは「学校法人法政大学寄附行為」に定めている。</p>
A 2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	<p>■2024年6月1日に「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を制定し、内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置している。</p> <p>[内部統制システム整備の方針]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/</p>
A 3 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	<p>■理事の職務の執行に係る資料は事務用ファイルサーバに、決裁に関連する資料は申請支援システム「文書管理」機能に、役員会に関連する資料は役員会クラウドシステム上に、それぞれ保存され、いつでも閲覧できる状態にしている。</p>
A 4 不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」及び「学校法人法政大学事務規程」、「学校法人法政大学事務分掌規程」、「職務権限規程」等に、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限を定め、定められた権限に基づき決裁し、業務を執行している。</p> <p>■「コンプライアンス・リスク管理委員会」の設置と「コンプライアンス・リスク管理担当理事」の配置により、コンプライアンス違反の未然防止、リスクマネジメントの運用の体制を構築した。</p> <p>■コンプライアンス・リスクマネジメントを担当する事務局として、2024年6月1日に総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を設置している。</p> <p>■2025年4月1日に「内部統制システム整備の方針」を策定し、大学HP上にも公開し、構成員に対して説明し、理解の深化に努めている。</p> <p>[内部統制システム整備の方針]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/</p>
A 5 個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	<p>■「個人情報保護法」及び「番号法」に基づき、大学の取扱う個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱を確保するために個人情報保護及び特定個人情報取扱規程を定めている。</p> <p>■上記規程に基づき、個人情報保護委員会規程を制定し、定期的に委員会を開催し、実効的に運営を行っている。</p>
A 6 理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。	<p>■リスクマネジメントとして、コンプライアンス・リスク管理委員会のもとに「リスク管理分科会」を設置し、全学的なリスクの特定に加え、「リスクの相関分析」や「リスク評価」を行い、重要リスクの選定を実施している。</p> <p>■コンプライアンス違反を未然に防ぐための対策として、教職員及び本法人の各校地での勤務者、委託業者等を対象として、外部に「学校法人法政大学 コンプライアンス総合窓口（外部）」を開設している（リアルボイスの対応）。</p> <p>■表面化されていない声（サイレントボイス）を検知する「職場の健康度調査」を専任職員を対象に実施し、所属長に対してフィードバックを行っている。</p> <p>■コンプライアンス違反を未然に防ぐための啓発活動等として、「部課長会」及び「服務規律研修」にてコンプライアンス研修を行っている。また、大学・付属校の教員に、オンデマンドコンテンツによるコンプライアンス研修を行っている。</p>
B 1 理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	<p>■「役員及び評議員の役員報酬等に関する規程」を定め、情報公開の一環として大学HP上で公開している。</p> <p>[役員報酬の支給基準]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■「ガバナンス委員会」で、役員報酬の妥当性・適切性について確認している。</p>
B 2 理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	<p>■総長（理事長）は従来より常勤である。</p> <p>■「学校法人法政大学寄附行為施行細則」に、特別の利害関係を有する理事は理事会決議から外れる旨を定め、意思決定の妥当性、透明性を図っている。</p>
B 3 理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	<p>■理事選任機関である理事選任委員会は半数以上を評議員で構成することで、理事会及び理事からの中立性を確保している。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
B 4 理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。	<p>■総長、理事、監事、外部有識者が委員を務める「ガバナンス委員会」において、本学のガバナンス体制の在り方を定期的に点検を行い、理事会に提言又は報告を行う体制を構築している。</p> <p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、理事の任期と、再任する場合は2期までと定めている。また、選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いて選任する旨を定めている。</p>
B 5 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	<p>■法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に、理事会、コンプライアンス・リスク管理委員会、リスク管理分科会、それぞれの役割を定めている。</p> <p>■コンプライアンス・リスク管理担当理事、リスク管理分科会は、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に則り十分な情報を踏まえたリスク分析を行う。</p>
B 6 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職務の分担や職務分掌を明確に定める。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」及び「学校法人法政大学事務規程」、「学校法人法政大学事務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、組織、職制、各部署の分掌、各職位の責任と権限を定め、これに基づいて適切な決裁を経て、業務を執行している。</p> <p>■2025年4月1日に、本法人の内部統制システム整備の方針及び理事会運営の方針を定め、適切な業務執行と理事会運営を進めている。</p> <p>[内部統制システム整備の方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/</p>
○重点事項3-2-2	
会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」及び「監事選出規則」に、監事の資格並びに選解任手続き等について明文化し、手続きの透明性を確保している。また、同寄附行為に評議員の選解任等についても定めている。</p> <p>■評議員会開催前には、評議員会幹事会を開催し、議題の確認の他、適宜理事等との意見交換を実施している。また、理事会・評議員会協議会を理事会及び評議員会の意見交換等を行うための場としても活用している。</p>
●実施項目3-2-2	
A 1 監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	<p>■法令のみならず、「学校法人法政大学寄附行為」及び「監事選出規則」において、監事の資格や選解任手続き等について明文化し、透明性を図っている。</p>
A 2 評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に評議員の選解任等を定め、大学HPにおいて公開し、透明化を図っている。</p>
A 3 評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組を整備する。	<p>■評議員会開催前に、評議員会幹事会を開催し、議題の確認を行う他、適宜理事等との意見交換を実施している。</p> <p>■評議員会では、事前質問の受付や当日の質疑応答の機会を設け、理事会に対して意見を述べるができる仕組みをつくっている。</p> <p>■理事会・評議員会協議会を理事会及び評議員会の意見交換等を行う場としても活用している。</p> <p>■評議員にアンケートを実施し、必要な情報を調査し、理事会に適切な意見ができるような情報提供を行っている。</p>
A 4 相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	<p>■監事、会計監査人及び監査室がそれぞれの役割と権限に基づき監査を行う三様監査体制を整備し、相互にけん制が働く体制を確立している。</p> <p>■定期的に監事連絡会を三様監査の場として開催し、監事、会計監査人及び監査室が連携し、情報共有・意見交換を行っている。</p>
A 5 会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。	<p>■「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」及び「情報セキュリティポリシー」等の諸規程に基づき、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実や法令違反等が発見した際、総長及び監事に対して迅速かつ確実に報告がなされる体制整備している。</p> <p>■内部統制システム整備の方針に、コンプライアンス違反の疑いのある事案の報告について定めている。また、その報告プロセスについても確立している。</p>
B 1 監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	<p>■監事を含む役員報酬は「役員及び評議員の役員報酬等に関する規程」に定め、情報公開の一環として大学HP上で公開している。</p> <p>[役員報酬の支給基準] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■役員の報酬は、「ガバナンス委員会」において、報酬の妥当性・適切性について確認している。</p>
B 2 監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」において、監事は、理事会・評議員会協議会に出席して意見を述べるができるとしている。</p> <p>■理事会・評議員会協議会を理事会及び評議員会の意見交換を行う場としており、監事も構成員となっている。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
B 3 評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	<p>■評議員を含む役員報酬は「役員及び評議員の役員報酬等に関する規程」に定め、情報公開の一環として大学HP上で公開している。</p> <p>[役員報酬の支給基準]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■役員報酬は「ガバナンス委員会」において、報酬の妥当性・適切性について確認している。</p>
B 4 法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」に、評議員から特定の事項について説明を求められた場合は、理事及び監事は当該事項について必要な説明をしなければならないと定めている。</p> <p>■「学校法人法政大学寄附行為施行細則」に、電磁的方法での報告も可能としており、評議員に対して速やかに報告ができる仕組みを整備している。</p>
○重点事項3-2-3	
会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。	<p>■2025年4月1日に「内部統制システム整備の方針」と「理事会運営に関する方針」を定め、運用している。</p> <p>■「理事会運営に関する方針」は、理事会直轄のガバナンス委員会を設置し、理事会の実効性評価をはじめとしたガバナンス上のチェックを行う形をとっている。</p> <p>■「内部統制システムの整備の方針」は、理事会直轄のコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、その運用状況を定期的に検証し、社会情勢や法令改正に応じて継続的な改善を行う形をとっている。</p>
●実施項目3-2-3	
A 1 内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	<p>■監査室は総長直属の組織として法人全般の業務を監査対象とし、独立性の高い内部チェック機能を担っている。</p> <p>■内部監査は、総長が任命する監査員により実施され、計画的監査、総長の指示に基づく指示監査、ならびに各機関からの依頼による監査に区分される。</p> <p>■監査室は、年間の監査計画を策定し、総長の承認を得た上で監査を実施する。監査の結果は監査調書として整理・保存され、監査終了後には監査報告書として総長に文書で報告する。また、必要に応じて改善に向けた指摘・提言を行い、その実施状況について事後確認を行うとともに、外部監査等の指摘事項も共有し、法人全体のガバナンス強化と業務改善に寄与している。</p>
A 2 コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	<p>■「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を制定し、内部統制システムの整備・運用及びコンプライアンス・リスク管理体制の統括機関として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、その包括的役割を担っている。</p> <p>■個別リスク管理として、ハラスメント防止・対策規程、情報セキュリティポリシー、個人情報保護規程、内部通報者の保護に関する規程、研究活動上の不正行為の防止に関する規程など、分野ごとの専門的な規程を整備している。</p> <p>■コンプライアンスに係る研修として、役員、教職員の意識醸成と専門性の向上のため、役員トレーニング、メディアトレーニング、全職員対象の服務規律研修、大学教員・附属校教員対象の動画研修等、対象に応じた研修プログラムを実施している。</p>
A 3 『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	<p>■「学校法人法政大学寄附行為」の変更をはじめ、「学校法人法政大学寄附行為施行細則」、「学校法人法政大学コンプライアンス・リスク管理委員会規程」、「学校法人法政大学ガバナンス委員会規程」を制定し、必要な規程整備を行った。</p> <p>■「内部統制システム整備の方針」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、内部統制システムの運用状況を点検し、必要な改善を行う体制を構築している。</p>
A 4 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	<p>■「内部統制システム整備の方針」に基づき、理事会等の意思決定や個別の職務執行が法令を遵守して行われるよう、外部専門家が関与する体制を整備している。</p> <p>■2024年6月1日付で総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、予防法務を含む法務全般、コンプライアンス体制の整備・推進、及びリスクマネジメントを分掌している。また、分野に応じて複数の弁護士と顧問契約を締結しており、専門的な知見を適時活用できる体制を整えている。</p>
B 1 組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	<p>■「法政大学経営倫理綱領」に、役員や管理的地位にある者、教職員が遵守すべき大綱を定め、周知している。</p> <p>■「学校法人法政大学事務規程」及び「学校法人法政大学事務分掌規程」、「職務権限規程」により、各職位の責務や役割、事務分掌や決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保している。</p> <p>[法政大学経営倫理綱領]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/governance/1-13-1.pdf</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
B 2 内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■理事会直轄のコンプライアンス・リスク管理委員会において、内部統制システムに関する点検・評価を実施している。 ■コンプライアンス・リスク管理委員会は、その職務の状況を、6か月に1回以上、理事会に対して報告する。また、委員会は、内部監査報告等を踏まえ、内部統制システムの運用状況とその有効性を継続的に検証し、必要に応じて方針の見直しを検討し、理事会に提案を行う。
○重点事項3-2-4	
<p>会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程」を定めている。 ■学内及び学外に独立した通報受付窓口を設置している。 ■ハラスメント、公的研究補助金の不正使用、研究活動上の不正行為は、それぞれの専門部局が対応する専門窓口を設け、事案の性質に応じた実効的な調査体制を整えている。 ■通報者が不利益を被らないための不利益な取り扱いを規程で全面的に禁止する等、厳格な仕組みを設けている。 ■上記通報窓口に加えて、本法人の教職員及び本法人の勤務者、委託業者等を対象として、外部にコンプライアンスに関する総合窓口を開設している（リアルボイスへの対応）。 ■外部の有識者・専門家を委員として含めた「ガバナンス委員会」を設置し、本学のガバナンス体制のあり方を定期的に点検する体制を構築している。
●実施項目3-2-4	
<p>A 1 教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日）等を参考にし）部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■公益通報者保護法に基づき「学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程」を改正し、教職員等が法令違反や不適切な行為に関する疑念を安心して伝えられる体制を整備している。 ■公益通報窓口は、本法人内部の窓口に加え、本法人外の第三者窓口として弁護士を指定して設置している。 <p>[内部通報（公益通報）制度について（法政大学公式サイト）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/torikumi/naibutsuho [学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程（PDF）] https://www.hosei.ac.jp/application/files/1417/5618/1678/HoseiUniversityWhistleblowerProtectionRegulation.pdf</p>
<p>A 2 公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程」を定め、通報を理由とする不利益な取扱いを禁止している。また、通報者の氏名や通報内容等の情報は、関係者以外に開示しないこととし、通報者のプライバシー及び秘密の保持を徹底している。
<p>B 1 公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■内部通報窓口として、法人外の第三者窓口として弁護士を指定し、学内からの内部通報を受け付ける体制を整備している。 ■学外窓口を含む複数の通報ルートを設けることにより、通報が行いやすい環境を整備し、公益通報制度の実効性の確保に努めている。 <p>[内部通報（公益通報）制度について（法政大学公式サイト）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/torikumi/naibutsuho [学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程（PDF）] https://www.hosei.ac.jp/application/files/1417/5618/1678/HoseiUniversityWhistleblowerProtectionRegulation.pdf</p>
<p>B 2 ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■外部の有識者・専門家を委員として含めた「ガバナンス委員会」においてガバナンス・コードへの取り組み状況の点検を行っている。ガバナンス機能不全時においても、委員会の開催や、開催が困難な場合は監事が独自に理事会に報告するなどの特例を定め、ガバナンス機能不全時においても「遵守状況報告書」を更新できる体制を構築している。

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
◎遵守原則 3-3	
<p>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。</p>	<p>【遵守】</p> <p>■私立学校法、学校教育法等に基づいて積極的に法人運営に係る情報や教育活動に係る情報を公開している。</p> <p>■2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p> <p>[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
○重点事項 3-3-1	
<p>会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。</p>	<p>■保有する情報を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づき、「法政大学が積極的に公開する情報」を本学HP上に公開している。</p> <p>[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
●実施項目 3-3-1	
<p>A 1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。</p>	<p>■「学校法人法政大学情報公開規程」を制定している。加えて、同規程に基づく情報開示請求制度についても本学HPに公表している。</p> <p>[情報開示請求] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/jyohokaiji/</p>
<p>A 2 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。</p>	<p>■「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づき、「法政大学が積極的に公開する情報」について、本学HP上に公開している。</p> <p>[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
<p>A 3 法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。</p>	<p>■法令に定められた寄附行為や財務書類、並びに中期経営計画に関連した事業報告書を本学HP上で公開している。その他、認証評価結果や本学に関連する団体の情報についても大学HP上で公開している。</p> <p>[本法人に関する情報] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54 [認証評価] https://www.hosei.ac.jp/hyoka/accreditation/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54 [関連団体] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/link/</p>
<p>A 4 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。</p>	<p>■本学HPにて「内部統制システム整備の方針」を公表している。</p> <p>■内部統制システムの運用状況は事業報告書への記載し、大学HP上で公開する。</p> <p>[内部統制システム整備の方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/</p>
<p>B 1 公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。</p>	<p>■「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応できるようにしている。</p> <p>[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
○重点事項 3-3-2	
<p>会員法人は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。</p>	<p>■「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p> <p>[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p> <p>■情報公開を掲載している大学HPは、約10年周期でリニューアルを図っている。</p>
●実施項目 3-3-2	
<p>A 1 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。</p>	<p>■「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。</p> <p>■「法政大学が積極的に公表する情報」は、毎年度総務部が集約し、更新可能な情報から順次本学HPで公表している。</p> <p>[情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」	
A 2 公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	<p>■大学HPのリニューアルの際にアクセシビリティの向上を図っている。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
A 3 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	<p>■「事業報告書」等は、受け手の理解容易性、明瞭性を意識し、多くの情報において図表やグラフ等を活用し理解しやすい内容としている。 ■ステークホルダーにとって重要度と必要性が高いと考えられる公開情報について、優先的に対応している。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>
A 4 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	<p>■学校法人の事業報告書、決算書にて子法人の情報を適切に公開している。 [予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/</p>
B 1 webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	<p>■情報公開ページは各部局で原稿を作成し、総務部で確認のうえ、総長室付広報課が記事を掲載している。</p>
B 2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	<p>■大学HPのリニューアルの際にアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図っている。 ■「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「4. 継続性の確保」	
会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	
◎遵守原則4-1	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	<p>【遵守】</p> <p>■2017年就任の役員から任期を4年に延長し、かつ役員の増員を行い、本法人のガバナンスの強化を図った。また、長期ビジョンHOSEI2030を定め、教育研究活動や社会貢献のさらなる充実を図っている。</p> <p>■理事14名のうち、4名が学外で役員経験をもつ学外理事としている。また、評議員54名のうち、27名が様々な業界・分野で活躍する卒業生評議員、9名が有識者・功労者評議員である。また、監事4名のうち、非常勤監事3名は、弁護士、公認会計士等の専門家を配置している。</p>
○重点事項4-1	
会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。	■2025年4月付改正の私立学校法を踏まえ、「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、役員の構成、選解任等について定め、役員の多様性を確保し、幅広い意見を取り入れる体制を構築している。
●実施項目4-1	
A 1 理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	<p>■理事会資料は事前に送付し、かつ、理事会開催前に、担当理事及び事務局より、学外理事に対して各議題の概要を事前に説明している。なお、理事は役員会クラウドシステム上で理事会や業務執行理事会の資料をいつでも閲覧・確認できるようにしている。</p> <p>■評議員会は、原則2週間前に評議員会の資料を事前送付し、事前質問を受け付け、評議員会の議論に資するようにしている。加えて、評議員会はハイブリッド方式で開催し、会場出席が困難な評議員も出席できる仕組みとしている。</p> <p>■評議員会開催前に、評議員会幹事会を開催し、取り扱い議題の確認を行う他、適宜理事等との意見交換を実施している。</p>
A 2 理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	<p>■理事の定数は14名で、総長1名、及び学内教職員等から選任する業務執行理事9名、卒業生から選任する理事4名の構成である。</p> <p>■評議員会は、実質的な議論を行い理事会に対する牽制機能の強化を図るため、これまでの80名から規模を縮小し54名としている。</p>
A 3 ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	<p>■2016年に「ダイバーシティ推進」を宣言し、「ダイバーシティ推進委員会」を設置し、積極的に環境整備を進めている。</p> <p>■2024年度から、「グローバルティ・ダイバーシティ推進本部」を設置し、グローバルティとダイバーシティを包括的かつ一体的に推進する体制を構築した。</p> <p>{ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンセンター (DEIセンター)}</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/diversity/</p>
A 4 ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	<p>■理事14名のうち、4名が学外で役員経験をもつ学外理事である。</p> <p>■評議員54名のうち、27名が様々な業界・分野で活躍する卒業生評議員、9名が有識者・功労者評議員である。</p>
A 5 評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	■卒業生評議員は、選考委員会において選任方針を定めている。2024年度の選出では、従来の様々な業界・分野、各地域で活躍されている卒業生に加え、多様な出身学部、幅広い年代や国籍という観点を加え、評議員候補者を推薦し、多様な構成とした。
A 6 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	<p>■理事は役員会クラウドシステム上で理事会や業務執行理事会の資料をいつでも閲覧・確認できるようにしている。また、理事会開催前に、担当理事及び事務局から、学外理事に対して各議題の概要を事前に説明している。</p> <p>■評議員会は、原則2週間前に評議員会の資料を事前送付し、事前質問を受け付け、評議員会の議論に資するようにしている。また、評議員会開催前に、評議員会幹事会を開催し、議題の確認を行う他、適宜理事等との意見交換を実施している。</p>
A 7 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	<p>■第二期中期経営計画に役員の研修会を実施することを謳っており、2020年度以降毎年2~4回程度理事会勉強会を実施している。</p> <p>■危機発生時に、被害の最小化、組織のレジリエンスを高める観点から、役員・統括本部長等を対象としたメディアトレーニングを実施している。</p>
B 1 理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。	■理事及び監事は役員会クラウドシステム上により、過去の会議議事や資料、議事録をいつでも閲覧することができるようにしている。
B 2 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	<p>■業務執行理事会を週1回開催し、執行を担う総長や業務執行理事、統括本部長等の意見交換を実施している。</p> <p>■申請支援システムや文書管理機能を構築しており、担当理事は業務執行に際し、過去の情報を逐次検索できるようにしている。</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「4. 継続性の確保」	
B 3 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ■事務部局は、申請支援システムや文書管理機能、事務用ファイルサーバで重要な情報を逐次閲覧できる仕組みを構築している。 ■教職員は教職員専用ページから、経営情報にアクセスできる仕組みを構築している。 ■毎年度2回、部課長会を開催し、法人の経営課題や大学の重要事項の周知及び理解を深める機会を設けている。
◎遵守原則 4 - 2	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。	<p>【遵守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育研究活動を継続的に維持するために、長期的な財務運営と組織運営の強化に取り組んでいる。 ■財政面では、適切な資金収支管理、基本金の確保、中長期財政見直しを通じ、持続可能な財政基盤を維持している。 ■経営基盤の強化においては、内部統制とコンプライアンス体制の整備に重点を置き、規程整備、リスク管理、法令遵守の徹底を進めている。中期経営計画と年度計画の連動と併せ、これらの取組みにより本学は教育研究活動の継続性を確保している。
○重点事項 4 - 2 - 1	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。	<ul style="list-style-type: none"> ■学校法人会計基準に従い、会計帳簿を適時・正確に作成している。 ■監事監査及び会計監査人による外部監査を受け、その結果を踏まえて財務報告の信頼性を確保している。 ■財務諸表、事業報告書、決算書類等は、大学HPで公開している。 <p>[予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/</p>
●実施項目 4 - 2 - 1	
A 1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	<ul style="list-style-type: none"> ■学校法人としての信頼性・透明性・継続性を確保するため、収支の均衡状況、将来必要となる事業に備えた資金積立、資産・負債の状況などの財務情報を、理解容易性と明瞭性に配慮した形で、大学HPに公開している。 ■財務諸表だけでなく、「財務情報のポイント」や「主要財務指標の推移」など、グラフ・図表を活用した資料を併せて公開し、ステークホルダーが財務状況を直感的に把握できるよう工夫している。 <p>[予算・決算・事業報告書] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/</p>
A 2 学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	<ul style="list-style-type: none"> ■会計監査人等の監査において、継続法人の前提を踏まえて、期末に加え期中にも監査を行っている。そのうえで、当該事象や状況が存在する場合には、理事会において判断を行うこととしている。
A 3 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ■長期ビジョンを実現するための計画として中期経営計画を位置づけ、同計画の下で毎年度の事業計画を策定している。事務部局においては、中期経営計画との関連性を持って部課目標を設定している。 ■評議員会への事業の実績報告は、これらとの関連に留意した形で報告している。また、評議員会において、適宜、中期経営計画の実現に必要な事業について報告を行っている。 <p>[第二期中期経営計画2024年度点検・評価結果] https://www.hosei.ac.jp/application/files/3017/4849/8628/HP202505_2024_.pdf [2024年度事業報告書] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6417/4841/3533/1_2024.pdf</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「4. 継続性の確保」	
○重点事項4-2-2	
<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>■学納金以外の収入の多様化について、募金事業における寄付者層ごとの取り組み、経常費補助金獲得の連携強化などに取り組んでいる。</p> <p>■資金運用では、国内債券への集中投資から分散投資に方針転換することで金融資産の実質価値の維持に補完的な役割を担っている。</p> <p>■公的研究費や受託研究など、外部資金獲得を推進するため学内助成制度を見直す等の取り組みを進めている。</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/inside/</p>
●実施項目4-2-2	
<p>A 1 財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。</p>	<p>■長期ビジョンHOSEI2030の実現を財政面から支えるため、「持続可能で安定した財政運営」を基本方針としている。</p> <p>■学校法人会計基準に基づく適切な資金収支管理、基本金の計画的な確保・組入れ、建物更新やキャンパス整備を見据えた中長期財政見通しの作成、ならびに内部留保の適正な管理を通じて、財政基盤の安定化を図っている。</p> <p>■中期経営計画及び年度事業計画と連動した財政運営により、教育研究活動を安定的かつ継続的に支える体制を維持している。</p>
<p>A 2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。</p>	<p>■財務部に補助金担当を配置し、補助金申請・受入の事務手続を一元的に管理する体制を整備している。</p> <p>■管理運営方針を定め、財務部が各部局と連携のもと補助金活用可能性の確認、制度要件への適合性のチェック等を行っている。</p> <p>[管理運営方針（財務）]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/hoshin_10/</p> <p>[外部資金獲得を目指した各種支援制度や学内助成金制度の整備]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/inside/</p>
<p>A 3 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。</p>	<p>■総長室付教学企画室が千代田区キャンパスコンソを通じた大学間連携、協定校を対象とした高大連携を担当し、学務部学務課が国内留学を主とする大学間連携を担当し、教育開発支援機構のもとに設置された社会連携教育センターが企業・自治体・団体等と連携した正課内外の教育プログラムの運営を行っている。</p> <p>■共同研究等の産学連携活動を推進し、技術移転を実施する総合窓口として「リエゾンオフィス」を設置し、産学連携と研究の社会への還元を行っている。</p> <p>[リエゾンオフィス]</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/sankangaku/liaison/</p>
<p>A 4 リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。</p>	<p>■「資金運用規程」を整備し、運用の基本理念・運用対象資産・資産配分・リスク管理等を体系的に定めている。</p> <p>■「資金管理委員会」を設置し、構成員には資金運用の知見を有する教員や卒業生理事を含むほか、必要に応じてコンサルタントも出席できるようにし、運用方針の審議、運用状況の監督、リスク評価、資産配分の見直し等を担っている。</p>
<p>B 1 寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。</p>	<p>■寄附行為に定める収益事業を適切に実施し、安定的な収入を確保することで財政基盤の補完的な役割を担っている。</p>
<p>B 2 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。</p>	<p>■卒業生・後援会連携室に卒業生連携・募金課を設置し、募金推進に関する事務体制を整備している。</p> <p>■募金事業は学内外の構成員からなる募金委員会で毎年度事業計画を策定し、目標を定めて寄附金事業の強化を図っており、この募金委員会のもとに設置された募金企画委員会が日常的な募金事業の企画を担っている。</p>
<p>B 3 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。</p>	<p>■募金委員会は学内外の委員で構成し、委員長は業務執行理事が務めている。また、副学長の職務として募金担当を定めている。</p> <p>■寄付金の受付状況は、毎月理事会に対して報告している。</p> <p>■寄附募集に係る意識と理解の深化を図るため、2023年度には役員及び募金委員会委員を対象に、2024年度は事務部長を対象に、寄附金募集事業に関する勉強会を開催した。</p>
<p>B 4 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。</p>	<p>■多様な寄付者層に対応できるよう、目的別の受け入れを行う「リーディング・ユニバーシティ法政募金」、用途を定めず広く本学への支援を考える方々に対応するため、「HOSEIみらい募金」を設けている。また、各部局で個別のテーマや要請に応じた対応が可能となるよう、プロジェクト型募金を実施可能としている。</p> <p>[募金サイト]</p> <p>https://bokin.hosei.ac.jp/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「4. 継続性の確保」	
B 5 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ■財務部内に補助金担当を配置し、文部科学省からの補助金に関する情報は、補助金担当に集約したうえで関連部局と共有している。 ■同担当は、「補助金ニュース」等の定期発信を通じ、制度概要などの情報を分かりやすく提供し、補助金獲得を促進している。 ■研究開発センターを設置し、研究実績・採択実績をホームページで公開している。また、産学連携活動を推進し、技術移転を実施する総合窓口としてリエゾンオフィスを設置している。 <p>[研究開発センター] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/kenyukaihatsu/ [リエゾンオフィス] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/sankangaku/liaison/</p>
B 6 教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ■学生の課外活動を支援するために、大学管理の下でクラウドファンディングを実施している。 ■古本や切手、はがき、貴金属などを寄付できるように、リサイクル募金を実施し、経済的支援が必要な学生の奨学金のために役立てている。 ■単年度10万円以上をご支援いただいた維持員に、卒業生が生産に携わった品々を返礼品として用意している。
○重点事項4-2-3	
会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。	<ul style="list-style-type: none"> ■「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、事業継続計画（BCP）を定めている。 ■2023年度より毎年度1回、管理職・監督職に向けて、災害対応力の強化及び事業継続の強化を目的とした事業継続計画に基づくBCP研修を実施している。
●実施項目4-2-3	
A 1 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ■コンプライアンス・リスク管理委員会のもとにリスク管理分科会を設置し、危機等の発生につながり得るリスクの分析を行っている。 ■コンプライアンス・リスク管理委員会には、弁護士や公認会計士等の外部専門家が含まれており、専門的かつ客観的な視点からのリスク分析を担保している。 ■コンプライアンス・リスク管理委員会において、内部統制システムの定期的な点検・評価を実施し、継続的な改善を進めている。
A 2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ■「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、必要な体制を構築している。 <p>[内部統制システム整備の方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/hoshin/tosei_system/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コンプライアンス・リスク管理の事務局として、総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を置いている。 ■「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」を定め、必要な体制を整備している。 <p>[情報セキュリティポリシー] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/security/</p>
A 3 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ■「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」に、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定している。 ■首都直下地震を想定し、毎年防災訓練を実施している。 <p>https://www.hosei.ac.jp/info/article-20250623143044/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学生、教職員に気象庁の緊急地震速報に自動連動した安否確認連絡を行うシステムを導入している。
A 4 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ■「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」に、必要なアクセス制限を定めている。 <p>[情報セキュリティポリシー] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/security/</p>
A 5 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ■「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」に、情報セキュリティ体制を定めている。 <p>[情報セキュリティポリシー] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/security/</p>

第2.1版	本学の取り組み状況
基本原則「4. 継続性の確保」	
<p>A 6 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。</p>	<p>■「ハラスメント防止・対策規程」に基き、ハラスメント防止・対策体制を構築している。</p> <p>■「ハラスメント相談室」を常置し、専門相談員が本学構成員の相談を聞き、相談者の状況に応じて就労・修学の環境改善、申立支援等をする体制を整備している。</p> <p>■ハラスメント防止・対策委員会においてハラスメント防止のため様々な啓発活動を実施している。また、申立事案毎にハラスメント審査委員会を設置し、審査報告書の作成など、適切な改善に向けて取り組んでいる。</p> <p>[ハラスメント相談室] https://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/sodanmadoguchi/harassment/?auth=9abb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p>
<p>B 1 重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。</p>	<p>■法務・コンプライアンス担当を設置し、リスク案件についての処理を行っている。重要なリスクは、業務執行理事会において協議を行い、必要に応じて理事会に報告をしている。</p>
<p>B 2 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。</p>	<p>■本学HPに、本学の防災への取り組みや安否確認システムを掲載している。</p> <p>https://www.hosei.ac.jp/hosei/torikumi/bousai/ https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/kinkyu/saigai/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54 https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/chui/kinkyu/kotsu/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p> <p>■大地震マニュアルについては、学生手帳や学生情報ポータルサイト(Hoppii)に掲載している。</p> <p>https://hoppii2025.hosei.ac.jp/portal/</p>